

第20回浜田市農業委員会総会会議議事録

平成28年9月26日 午前9時30分

浜田市役所 4階 講堂 A B C

1. 出席委員

1番 原田 義一	2番 岡田 勝	3番 廣瀬 康友	4番 近重 良治
7番 牛尾 博美	8番 小川 明人	10番 大谷 数義	11番 齋藤 久行
12番 橋本 安延	13番 小谷 保雄	15番 小松原常雄	16番 三浦 寿紀
17番 狹間 延雄	18番 松山 純久	20番 川方 耕治	21番 岡堂 正顯
23番 原田 和義	24番 神田 進	25番 岡本 嗣喜	26番 宮崎 龍生
27番 渡辺 弘之	28番 大屋 幸	29番 渡邊 弘登	30番 三浦 博文
32番 野上 省三	33番 佐々木京子	34番 玉田 一	35番 埜本 徹夫
36番 徳田マスエ	37番 岩田 功		

2. 欠席委員

5番 林 秀司	6番 三浦 万人
9番 佐々岡常喜	14番 岡本 健治
19番 安床 俊雄	22番 三明多佳志
31番 岩地 正男	番
番	番

3. 事務局出席職員

川神事務局長、河野農地係長 柴田主任主事
農林振興課農業振興係 森川主任主事

会 長 おはようございます。ただいまから第 20 回浜田市農業委員会総会を開催いたします。

本日の欠席は、9 番 佐々岡委員、14 番 岡本委員、19 番 安床委員、22 番 三明委員、31 番 岩地委員、以上 5 名 の方から欠席の届出が出ております。

また早退は、3 番 廣瀬委員から、早退の届出が出ております。

本日の議事録署名者は、16 番 三浦 寿紀 委員 17 番 狹間 延雄 委員です。よろしく申し上げます。

会 長 いよいよ、収穫の秋を迎えましたが、今朝ほど28年産米の集荷実績を取り寄せました。直近の資料によると、21日現在において、全体の集荷割合が40%の状況です。地区別により一等米比率を報告すると、浜田地区が85.2%、三隅地区が85.6%、金城地区が92.2%、弥栄地区が83.5%、旭地区が93.2%、全体では約88%でございます。まだ半分も集荷していませんので、今後どのようになるか分かりませんが、今年は一等米比率がよろしいようでございます。「きむぬすめ」においては100%、「コシヒカリ」で約90%が一等米比率になっています。

会 長 では、議事に入ります。

議第 1 号、農用地 利用集積計画の策定について、議決を求める。

それでは事務局の説明をお願いします。

事務局 農業経営基盤強化促進法 第 18 条 第 1 項の規定により、農用地 利用集積計画の策定について 審議のうえ 農業委員会の議決をいただきたいと思っております。

では、農用地利用集積計画について 農業委員会 柴田主任主事 より説明させていただきます。

事務局 おはようございます。農業委員会の柴田です。よろしく申し上げます。

それでは座って説明させていただきます。お手元の方に農用地利用集積計画（案）と利用集積一覧表をお配りしておりますので、そちらをご覧ください。農用地利用集積計画（案）についてですが、農業者の皆さまからの申し出に基づいて計画の方を策定しております。今回、申し出のありました利用権設定は、3件6筆、11,903㎡となっております。

申し出のありました利用権設定につきましては、農業経営基盤強化促進法の第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。

公告日は9月29日を予定しており、利用権設定については開始日を10月1日以降としております。農用地利用集積計画（案）については以上でございます。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

会 長 以上で事務局の説明が終わりました。皆様方の中で、何かご意見がございましたら、ご発言願います。どなたか、ございませんか。

会 長 他にございませんか。

無いようですので、今回の農用地利用集積計画案についてご承認いただける方の挙手をお願いします。

委 員 ～全委員 挙手

会 長 ありがとうございます。それでは、ご承認いただきましたので、そのように処理いたします。

会 長 続きまして、議第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 農業委員会等に関する法律 第6条第1項 第1号の規定により、農地の所有権移転や農地の転用などの審議をお願いします。

農地法第3条申請についてご説明いたします。

農地法第3条申請では、農地を耕作目的で売買、貸借、贈与など、所有権の移

転や使用収益権の設定、移転などについて審議いただきます。

総会資料 2 ページからになります。また、別冊の『総会案件現況写真』及び A 3 版『転用等案件箇所一覧』もご覧ください。

1 号について説明します。申請地は、資料 4 ページ、図面番号①をご覧ください。申請地は、金城町久佐の田 2,971 m²です。場所はウエスタンライディングパークから 約 450m 東の、金城町下久佐です。この申請は、譲受人が 売買により、申請地を取得するものです。このたびの申請地とあわせて 譲受人の耕作面積は 106 a 余りとなり、下限面積基準を満たしております。

2 号について説明します。申請地は、資料 5 ページ、図面番号②をご覧ください。申請地は、宇野町の田 962 m²です。場所は国分公民館宇野分館から 約 200m 南東の、宇野町南町内です。この申請は、譲受人が 売買により、申請地を取得するものです。このたびの申請地とあわせて 譲受人の耕作面積は 20 a 余りとなり、下限面積基準を満たしております。

3 号について説明します。申請地は、資料 6 ページ、図面番号③をご覧ください。申請地は、長浜町の畑 175 m²です。場所は長浜小学校から 約 600m 南西の、長浜 10 町内です。この申請は、譲受人が 売買により、申請地を取得するものです。このたびの申請地とあわせて 譲受人の耕作面積は 24 a 余りとなり、下限面積基準を満たしております。

取得後のすべての農地を利用すること、労働力、地域との関係などをみても問題なく、不許可要件である農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可相当であると考えます。

農地法第 3 条申請については、以上 3 件です。

会 長
か

ただ今、事務局から第 3 条申請についての説明がありました。担当委員さん

ら補足説明がありましたらお願いします。

1 号、お願いします。

第 1 3 番

(小谷 保雄 委員) はい、1 3 番小谷です。事務局説明のとおりで、以前は、

●●●●さんが作っていましたが、事故・病気等により、□□□さんが長い間耕作されてきました。●●●●さんのご主人が、以前、近くに住んでいましたが、自動車工場を始めてからは、今福の方に出ておられます。今年の春、ご主人が亡くなり、奥さん・娘さん共に「土地を持っていても…」ということで、□□□さんへ譲渡する。ということに決まりました。□□□さんが耕作・管理されていた関係で、これからも続けられると思います。いいことだと思いますので、よろしく願いいたします。

2号、お願いします。

第28番 (大屋 幸 委員) はい、28番大屋です。私に相談がありまして、隣接する△△△さんに購入依頼したところ、話が成立したところです。以上です。

会 長 3号、は私の担当地区です。先般、事務局の方と現地確認したところ、家の真裏と言いましょか、そばでございまして、畑に使われるということで、問題無いと思います。よろしく願いいたします。

会 長 以上で、第3条申請について全て説明が終わりました。皆様方から何かございましたらお願いします。ございませんか。

では採決に入ります。

第3条申請についてご承認いただける方の挙手をお願いします。

委 員 ~挙手 多数

会 長 ありがとうございます。以上で農地法第3条申請については承認されましたので、そのように処理をいたします。

会 長 続きまして、議第3号、農地法第4条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、農地法第4条申請についてご説明いたします。

農地法第4条申請は、農地の所有者など権利を有する者みずからが農地以外の住宅や駐車場、資材置き場などの用途に転用したいというものです。

1号について説明します。申請地は、資料8ページ、図面番号④をご覧ください。申請地は日脚町の田、476㎡です。場所は、国土交通省浜田国道維持出張所から約450m北西の日脚町8町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の第1種住居地域で第3種農地に該当します。当該申請の転用目的は、申請地に個人住宅を建設しようとするものです。なお、申請地がすでに個人住宅等に転用されており、始末書の提出がありましたので、総会資料9ページに掲載しています。周囲は自己所有地であり、他の農地への影響はないものと思われま

農地法第4条申請については、以上1件です。

会長

ただ今、事務局から第4条申請についての説明がありました。

1号につきましては私の担当地区です。すでに始末書が出ていますとおり、宅地化しており、周囲には家が建っていますし、排水の問題等々問題無いと思えます。よろしく願いいたします。

会長

以上で、第4条申請について全て説明が終わりました。皆様方から何かございましたらお願いします。ございませんか。

会長

では採決に入ります。

第4条申請についてご承認いただける方の挙手をお願いします。

委員

～挙手 多数

会長

ありがとうございました。以上で農地法第4条申請については承認されましたので、そのように処理をいたします。

会 長

続きまして、議第 4 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、農地法第 5 条申請についてご説明いたします。

農地法第 5 条申請は、農地の所有者など権利を有する者から 他の者が権利を取得して、農地以外の用途に転用したいというものです。

1 号について説明します。申請地は、資料 11 ページ、図面番号⑤をご覧ください。申請地は、三階町の畑、601 m²です。場所は、石見公民館細谷分館から約 150 m の北の 三階町 3 町内 です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域外の地域で、第 2 種農地に該当します。当該申請の 転用目的は、申請地に倉庫を建設するものです。雨水は道路側溝へ排出するため、他の農地への影響はないものと思われま

す。2 号について説明します。申請地は、資料 12 ページ、図面番号⑥をご覧ください。申請地は、熱田町の畑、435 m²です。場所は長浜小学校から 約 600m 南東の、熱田町 4 町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の用途指定なしの地域で、第 2 種農地に該当します。当該申請の 転用目的は、申請地を貸駐車場にしようとするものです。周囲に隣接する農地はなく、他の農地への影響はないものと思われま

す。3 号について説明します。申請地は、資料 13 ページ、図面番号⑦をご覧ください。申請地は、熱田町の畑、外 2 筆の畑、合計 4,241 m²です。場所は島根県立浜田商業高校から 約 550m 南 の 熱田 4 町内 です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の用途指定なしの地域で、第 2 種農地に該当します。当該申請の 転用目的は、申請地に太陽光発電のための資材置場兼進入路を建設しようとするものです。周囲に隣接する農地はなく、他の農地への影響はないものと思われま

す。4 号について説明します。申請地は、資料 12 ページ、後面町内、図面番号⑥と資料 13 ページ、中内田町内、図面番号⑦と資料 14 ページ、前猪伏町内、図面番号⑧をご覧ください。申請地は、内田町の畑、外 12 筆の畑、合計 8,468.91 m²です。場所は、市立長浜小学校から 約 1 km 南西の 前猪伏町内 と同じく長浜小学校から 約 850m 南東の 後面町内 と 島根県立浜田商業高校から 約 550

m南 の 中内田町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の用途指定なしの地域で、第2種農地に該当します。当該申請の 転用目的は、申請地に太陽光発電施設を設置するものです。周囲に隣接する農地はなく、他の農地への影響はないものと思われま

す。
5号について説明します。申請地は、資料15ページ、図面番号⑨をご覧ください。申請地は、長沢町の畑、237 m²です。場所は浜田市陸上競技場から 約300m北東 の 長沢4-1町内 です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の第2種住居地域で、第3種農地に該当します。当該申請の 転用目的は、申請地に個人住宅を建設しようとするものです。なお、申請地の一部が すでに 車庫に転用されており、顛末書の提出がありましたので、総会資料16ページに掲載しています。他の農地への影響はないものと思われま

す。
6号について説明します。申請地は、資料17ページ、図面番号⑩をご覧ください。申請地は、金城町七条の畑、495 m²です。場所は浜田市金城支所から 約1.2km北の 新開 です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域外の地域で、第2種農地に該当します。当該申請の 転用目的は、申請地に個人住宅を建設するもので、他の農地への影響はないものと思われま

す。
7号について説明します。申請地は、資料18ページ、図面番号⑪をご覧ください。申請地は、下府町の畑、外1筆の畑、合計1,194 m²です。場所は浜田養護学校から 約800m南の 下府5町内 です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の用途指定なしの地域で、第2種農地に該当します。当該申請の 転用目的は、申請地に太陽光発電施設を建設するもので、この申請地は 一度 畑への進入路と駐車場に転用する目的で、平成19年8月3日付けで 転用許可されています。しかしながら、労働不足により畑を耕作しなくなり、今回、別の事業者が太陽光発電施設を建設する目的で、転用したいということで、第5条申請とあわせて、農地転用 事業計画 変更承認申請が、提出されております。雨水は地下浸透するため、他の農地への影響はないものと思われま

す。
農地法第5条申請については、以上7件です。

会 長 **ただ今、第5条申請についての説明がありました。担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。**

会 長 **1号、お願いします**

第24番 (神田 進 委員) はい、24番神田です。先般、事務局さんと現地を確認しました。写真のとおり、畑に欲しいような場所ではございませんので、よろしくをお願いいたします。

会 長 **2号、3号、4号については三浦委員ですが、本日欠席でございますので、事務局の方で説明をお願いします**

事 務 局 はい、2号、3号、4号でございますが、先般、三浦委員さんと事務局の私たちの方で現場の方を確認して、問題は無いというふうに聞いております。

 なお、太陽光発電でございますが、現在、浜田太陽光センターが、ここあたりすべてを、大規模な太陽光発電施設として、計画をあげておられます。今回の計画は、当初の計画よりも若干広がっています。11,000kwの発電ができる計画でしたけれども、資金調達の意向により12,000kwの施設でなければ、資金調達できないこととなったため、計画が一時中断をしていました。その関係でございまして、一枚当たりのパネルの容量を250Wから260Wへ拡大したり、今回の面積を増やして、発電量を上げたということで、いまやっている発電の増設ということが出ております。他にも、パワーガードさんの3号申請でございますが、この会社は、パネルのメンテナンスを行なう会社です。

会 長 **5号、お願いします**

第17番 (狭間 延雄 委員) はい、17番狭間です。先般、事務局さんと15日に現地を確認しましたが、昨年も隣の畑を宅地にされ、今回も畑を宅地にされるということで、宅地化が進んでいる場所で、宅地が増えてくると思いますが、よろしくをお願いいたします。

会 長 **6号、お願いします**

第21番 (岡堂 正顯 委員) はい、21番岡堂です。先般、事務局さんと現地を確認しました。図面を見ていただくと、奥へと下っております。ここから約200m下ると佐野川へ通じる水路があります。今回の住宅地については、公共下水道につながると思いますので、よろしく願いいたします。

会 長 7号、三明委員 欠席のため、事務局からお願いします。

事 務 局 三明委員と現地確認をして、問題ないと聞いております。

会 長 以上で、第5条申請について全て説明が終わりました。皆様方から何かございましたらお願いします。

会 長 太陽光発電について、良く議題にあがりますが、そんなに魅力があるものなの
でしょうか。

事 務 局 私には、はっきり分かりませんが、次第に値段が下がってきていると聞いた
ことがあります。どのくらいで、初期投資を回収できるのか等も分かりません。

会 長 松江市の農業会議でも、太陽光発電が随分と申請されていますが、20年後には、
発生した産業廃棄物をどのように処理するのか、と心配する声があります。

皆様方から何かございましたらお願いします。

ないようですので、採決に入りたいと思います。

第5条申請についてご承認いただける方の挙手をお願いします。

委 員 ~挙手 多数

会 長 ありがとうございます。以上で農地法第5条申請については承認されました
ので、そのように処理をいたします。

会 長 続きまして、議第5号、転用統制外 証明願について、事務局の説明をお願いし

ます。

事務局

それでは、転用統制外 証明願、いわゆる非農地証明願についてご説明いたします。非農地証明は、登記簿上の地目は田や畑などの農地であっても、農地法が施行された昭和26年以前から農地以外の用途で利用されてきたもの、自然災害により被災、埋まってしまったもの、自然荒廃や耕作放棄により概ね20年以上放置し再び農地として利用される可能性の無いもの、などに対して農業委員会が認めて交付されるものです。地目変更登記申請などに必要な証明です。

1号・2号は、引き続き資料18ページ、図面番号⑪をご覧ください。申請地は、国分町の畑 536㎡と同じく国分町の畑949㎡です。場所は、先ほどの5条7号申請の付近で、国分町 唐鐘11町内 です。当該申請地は、昭和52年と年月日不詳より耕作放棄され、現在は原野化しています。

3号は、資料20ページ、図面番号⑫をご覧ください。申請地は、旭町市木の田、1,204㎡です。場所は、天狗石交流センターから約200m北西の 早水 地区 です。当該申請地は、平成8年より耕作放棄され、現在は原野化しています。

4号から6号は、戻っていただきまして資料14ページ、図面番号⑧をご覧ください。申請地は、内田町の畑、合計271㎡と同じく内田町畑1,170㎡と同じく内田町の畑1,299㎡です。場所は、先ほどと同じ市立長浜小学校から 約1km南西の 前猪伏町内 です。当該申請地は、年月日不詳より耕作放棄され、現在は山林化しています。

転用統制外証明願は、以上6件です。

会長

ただ今、事務局から転用統制外証明願についての説明がありましたが、担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。

会長

1号、2号、三明委員が欠席でございます。4号～6号、三浦委員が欠席でございますので、事務局でお願いします。

事務局

1号、2号につきましては、三明委員さんと確認しました。いた仕方ないのかな。と意見をいただいています。

4号～6号につきましては、三浦委員さんと確認しました。手前の方は非農地は難しいとのことで転用での申請となりましたが、その奥側は、山と化していましたので、非農地証明を申請されて、問題無いだろうと意見をいただいております。

会 長 **3号、お願いします。**

第12番 (橋本 安延 委員) はい、12番橋本です。先般、事務局さんと現地を確認しました。写真にありますように、立木が立っておりまして、田の形状も残っていない状況ですので、他の農地への影響も無いと思いますので、よろしく願います。

会 長 以上で転用統制外証明願についての説明が全て終わりました。この件につきまして、皆様方から何かありましたらお願いします。
ごさいませんか。

会 長 転用統制外証明願につきまして、ご承認いただける方は挙手をお願いします。
委 員 ～挙手 多数

会 長 ありがとうございます。ご承認いただきましたので、そのように処理いたします。

会 長 **続きまして、協議、報告事項について 事務局の説明をお願いします。**

事 務 局 協議報告事項は今月は特にありません

会 長 **その他事務局からありましたらお願いします。**

事 務 局 別添、事務連絡をご覧ください

「研修会費後期分の集金」についてです。研修会費は、皆さまの研修や親睦を

はかることを目的に、月1,500円を年2回、集金させていただいています。後期分の9,000円を、10月24（月）に予定しています次回の総会において集金させていただきますのでよろしくお願いします。

あと、農地パトロールについてですが、皆様には本当に大変なことと思います。

地図等につきまして、すべてではありませんが、部分的に拡大することは可能ですので、この部分の拡大した地図が必要ということであれば、遠慮なく言ってください。

また、何か分からないこと等があれば遠慮なく事務局にご相談下さい。

レジメには載せていませんが、今年も金城町の「さざんか祭り」において、農業委員会として、農地相談コーナーのブースを設けます。金城の委員さんが中心となって、事務局も参加しながら運営しますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは、以上です。

会 長 **そのほかについて、皆様方から何かありましたらお願いします。**

第25番 25番の岡本です。農地パトロールについて、他の委員さんは、どのようにお考えか分かりませんが、大変な作業である。と思っています。地図の要望があればということですが、同じ地図ならいりません。新しい地図があれば欲しいと思います。現地と地図が合わないといった状況があります。相当に古い地図であろうと思います。加えて、生活道路等が整備されていますが、地番だけが残っている状況もあり、非常に分かりにくい。

こういった状況での調査で、現地確認した委員が絶対的な責任を持つというふうに、押し付けられても困る。大切な調査ならば、地権者に自己申告の要領でたずねる方法で実施して欲しいと思います。以上です。

事 務 局 はい、おっしゃることは良くわかります。意向調査も4月以降、誰が調べた

か名前を出さない様式に変わっています。それを持って責任をとすることはありません。ですから、安心して農業委員さんの目を見て、判断していただきたいと思います。

地図は、同じ地図を拡大したものを考えています。土地が狭く地番が重なって分かりにくいという時に、対応したいと考えています。

また、地籍調査が終わっている土地については、提供できますので、ご相談ください。

会 長

ほかにありませんか。

以上を持ちまして、第 20 回総会を終了します。

終了 午前 10 時 50 分

以上、本日の議事の顛末を記録し、相違ないことを認め署名する。

議 長

委 員

委 員